

令和2年度

開発行為に伴う道路等公共施設設置に関する基準

松本市維持課

この基準は開発行為に係わる都市計画法第32条(以下32条という。)の協議及び開発行為に伴う工事に関する公共施設(道路・河川等)について、都市計画法、同施行令、同施行規則その他関係法令及び松本市開発行為許可基準等に関する要綱の規定によるほか、道路、河川水路に関わる公共施設の管理者として必要な基準、仕様などを定めることを目的とする。

1 計画設計に係わる事項

(1) 道路等配置計画

ア 道路は公道(国県市道)から公道への通り抜けを前提として計画する。

イ 従前の公共施設の付替えは、従前の機能を損なわないよう代替施設に割り当てて計画する。従前の用途を廃止し別の用途・目的の施設へ付替えたいときは、まず既存の市道等の拡幅ができないか検討する。拡幅の必要がないときは、別の用途への付替えを協議する。

ウ 開発道路に隣接して河川・水路がある場合、その水路等を覆蓋して道路の一部(兼用側溝)として利用することは原則認めない。

エ 道路側溝に区域外からの流路(普通河川)を繋げ兼用側溝としたり、湧水を流したりしてはならない。よって、開発区域内を通過する水路は原則、道路区域外の位置に独立して設置するものとする。また、構造は開渠を原則とする。

オ 位置指定道路などの私道に開発道路を接続する場合は、その私道を市道とすることを原則とする。権原、構造的に市道として引受けできない場合は、私道接続部に転回路を設けるものとする。

カ 各区画において直接接道する道路がある場合は、水路を跨いで(河川水路占用)出入口を設けることはできない。また、将来も同様に新たに出入口を設けることができないことを、関係者に周知すること。

キ 開発道路と接続道路等との交差点は直角交差を原則とし、最も鋭角な場合でも75°以上とする。

ク 付替える認定外道路や普通河川用地の屈曲部には、隅切りを設ける。(図1)

(2) 路面の構成

ア 道路の有効幅員は平坦な部分とする。よって、舗装止め等で段差を設けた場合は道路有効幅員に含めない。転回路においても同様とする。

イ 道路横断面は道路中心線を中心に原則2%の両側勾配とし、道路両端に排水施設を設けることを標準とする。ただし、幅員が5m以下で、地形的に両側勾配が適当ではないと認められる場合は片勾配(1.5%を標準とする。)とする。

ウ 転回路の路面勾配は2%とする。

エ 舗装の路盤構成は現地でのCBR試験結果を参考に、舗装設計施工指針に基づき決

定する。ただし、近隣に信頼できる試験結果があるときは、その結果を使用することができる。なお、交通量の区分や信頼性の設定は、開発後の建築工事による大型車の進入を考慮し設計する。

(3) 排水計画

ア 区域内の雨水処理施設から区域外の排水施設へのオーバーフロー施設設置は原則行わない。開発道路の縦断勾配は、区域外の接続道路側へ向けた計画とする。(開発道路末端を低地としない)

イ 開発道路に設置する浸透施設は道路(公共施設で小規模なものも含む)の雨水排水専用とする。なお、検査までに道路以外の雨水処理施設について、設置場所を確定することができないものは、便宜上、道路の浸透施設による処理として設計して良いが、暫定処置であり、家屋建築の際には雨水処理施設を設ける。

(4) 道路側溝

ア 道路側溝はみぞ形側溝を原則とする。

イ 道路横断部(転回路は除くことができる)は原則横断用の仕様とする。

ウ プレキャストL型側溝は原則使用しない。やむを得ず使用するときは、基礎砕石の上に基礎コンクリート(18-8-25BB W/C=60%以下)を厚さ5cm設ける。

エ L型タイプの側溝を使用する場合、道路縦断勾配は最小で0.5%以上の勾配を確保し、排水工指針に基づく能力計算に基づき集水柵及び横断管路の間隔を決定する。

オ みぞ形側溝の河床勾配は原則1%以上とし、上流部はなるべく下流部以上の勾配をつける。また、急勾配の側溝は、流速3.0m/s以下に抑える。

カ みぞ形側溝の内空有効断面は横幅で最小30cm、高さは最小で24cm、最大で70cmとする(泥だめを除く)。ただし、下流部の深さが深く、また、上流部で新たな接続が考えられない場合に限り、側溝最上流部の高さを最小20cmまでとすることができる。

キ 側溝の泥溜めは流入側の河床から20cm、流出管とは15cmの段差を確保する。(図2)

ク 横断用はボックスカルバート、フリーム横断BOXを原則とする。やむを得ず横断用自由勾配側溝を使用するときは、角の鋼製枠は滑り止めが施されているものとする。

ケ 自由勾配側溝等の蓋は、起終点及び屈曲部にはグレーチングを配置し、その中間部においても離隔が10mを超えないようにする。なお、グレーチングの長さは50cmを原則とする(コンクリート蓋の長さは50cmとする)。

コ 自由勾配側溝を集水柵として使用する場合の浸透柵への流出管は、側溝開口部(グレーチング)の中央に設置する。なお、集水柵として使用する場合の自由勾配側溝の蓋は、全てグレーチングとし、長さ1mとすることができる。

サ オーバーフローがない側溝は側溝内に止水壁を設け、各排水エリア内を分離する。

シ 蓋は騒音防止タイプとする。(図2)

(5) 舗装止め・境界壁

ア 側溝と路面より突出した舗装止めブロック等の接続は、側溝側面へ接合すること。

(図4)

イ 舗装止め、境界壁等と舗装面との段差は3cm以上とする。ただし、地先境界ブロック等でL型側溝の代わりとする場合の水切り段差は5cm以上とする。なお、どちらの場合も舗装止めの部分は道路有効幅員に含まない。

ウ 道路と民地の境界線に設置する舗装止め、境界壁は道路敷地内へ設置することができる。

(6) 浸透施設

ア 浸透柵の設置箇所数は最小限とし、3,000㎡につき2箇所もしくは、道路70mにつき1箇所を目安とする。なお、道路に4箇所以上設置しなければならないときは、道路以外にも浸透柵を設置し、道路内に集中させない。

イ 浸透施設の規模は地下水位を考慮し設計する。

ウ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域などの法令指定地に、地下浸透施設を設置することは原則できない。

エ 法面、斜面周辺、擁壁周辺への地下浸透施設設置については、法面、斜面の安定性を十分に検討し、必要に応じてその離隔を取った位置に設置する。

オ 浸透層の深さは浸透柵流入管より低い位置かつ舗装路盤下30cmを超えた位置から下部に設ける。

カ 浸透柵マンホール蓋の耐荷重はT-25とする。

キ 浸透柵の蓋は浮上防止の対策を図る。

ク 集水柵から浸透柵への接続管は内径200mmの白ガス管を原則とする。(図3)

ケ 浸透層の骨材は単粒砕石を使用する。

コ 浸透層は透水シートで囲うこと。また、その上部の路盤までは砕石で埋戻す。(図3)

(7) 擁壁

ア 道路擁壁は境界線より水平に50cm以上離れた隣地地盤に対して30cm以上の根入れを確保する。よって、部分的な盛土を行い根入れの確保をしない。(図5)

イ 宅地擁壁の隣地が水路の場合で、その水路構造物と十分な距離が確保できない場合は、擁壁は少なくとも水路河底までの根入れを確保する。

エ 道路構造物となる擁壁は、「道路土工 擁壁工指針(平成24年度版)」によるものとする。

(8) 安全施設

ア 袋小路の開発道路へは「この先行き止まり」などの注意看板・路面標示を設ける。ただし、主道路の途中から片側へ突出する回転広場で、回転広場中心までの距離が20m以下、かつ片側に1宅地までの場合はこの限りでない。

イ 開発行為に伴う工事において道路幅員が変化するところには、車止めなどで視線誘導を図る。

ウ 新たに設ける安全施設については、管理者シール(「令和〇年 松本市」)、反射テープを設置すること。

エ また、ガードレール等防護柵については視線誘導標(デリネーター)を両端部及びその延長が40mを超える場合は40m毎に設置すること。

(9) 給排水設備

ア 上下水道等埋設物は原則、道路に平行となるよう計画する。

イ 浸透層内は上記アの埋設物件を敷設することはできない。また、その付近に引込管を設置しない。(図3)

ウ 上下水道など地下埋設管の引込、取付管の頂部は、側溝基礎コンクリート下より 20 cm以上の離隔を確保する。(図3)

(4) その他

ア 民々界の境界標は道路側ではなく民地側に設置する。

イ 境界プレートを設置する場合はピン2本止めとする。

ウ 電柱、ゴミステーション、立柱式の消火栓・ホース格納庫、防火水槽(地下式含む)などは道路・水路敷きには設置できない。また、道路反射鏡や警戒標識などの道路施設についても原則、道路・水路敷きには設置できない。ただし、計画幅員外の道路敷部でほかに適当な場所がなく、事前に32条協議により同意がなされれば、電柱に限り「松本市公共物の管理等に関する条例」に基づく占用許可申請を行い、許可を得たうえで設けることができる。

2 工事施工に係わる事項

- (1) 民地構造物と道路等公共施設の構造物は一体化せず、目地等で縁切りをする。
- (2) 側溝屈曲部を現場打ちコンクリートで施工するときは、頂板部に両側の二次製品と結合した鉄筋を配置するか、門型ラーメン構造となるよう配筋を行う。
- (3) 側溝布設の高さ調整には木片を使用しない。

3 手続きに係わる事項

- (1) 開発行為に伴い既設市道部の工事を行うときは、道路法第24条(市道自営工事)に基づく承認申請を行う。なお、その際、新たに道路用地となる土地は事前に寄付手続きを行う。
- (2) ただし、既設市道部が改良後に6m以上となる工事を行う場合は、開発区域内として都市計画法第32条の協議対象とすることができる。
- (3) 新たな公共施設となる道路において河川、水路を跨いで占用するときは、道路法第24条に基づく承認申請を行う。
- (4) 各区分画から河川、水路を跨いで出入口を設けるときは、「松本市公共物の管理等に関する条例」に基づく占用許可申請を行う。
- (5) 各区分画から道路側溝を跨いで占用する場合は道路法第32条に基づく占用許可申請を行う。なお、占用できる出入口の幅は道路自営工事承認基準に準じる必要最小限とする。
- (6) 上下水道管等の地下埋設物は、施工2週間前には道路法第32条に基づく占用許可申請を行う。
- (7) 河川、水路等の用途廃止又は付替えたいときは、32条協議に利害関係人の承諾書及び水利組合、町会長などの同意書と現況写真を添付する。なお、添付書類(実測平面図、公図写し)には割印をする。

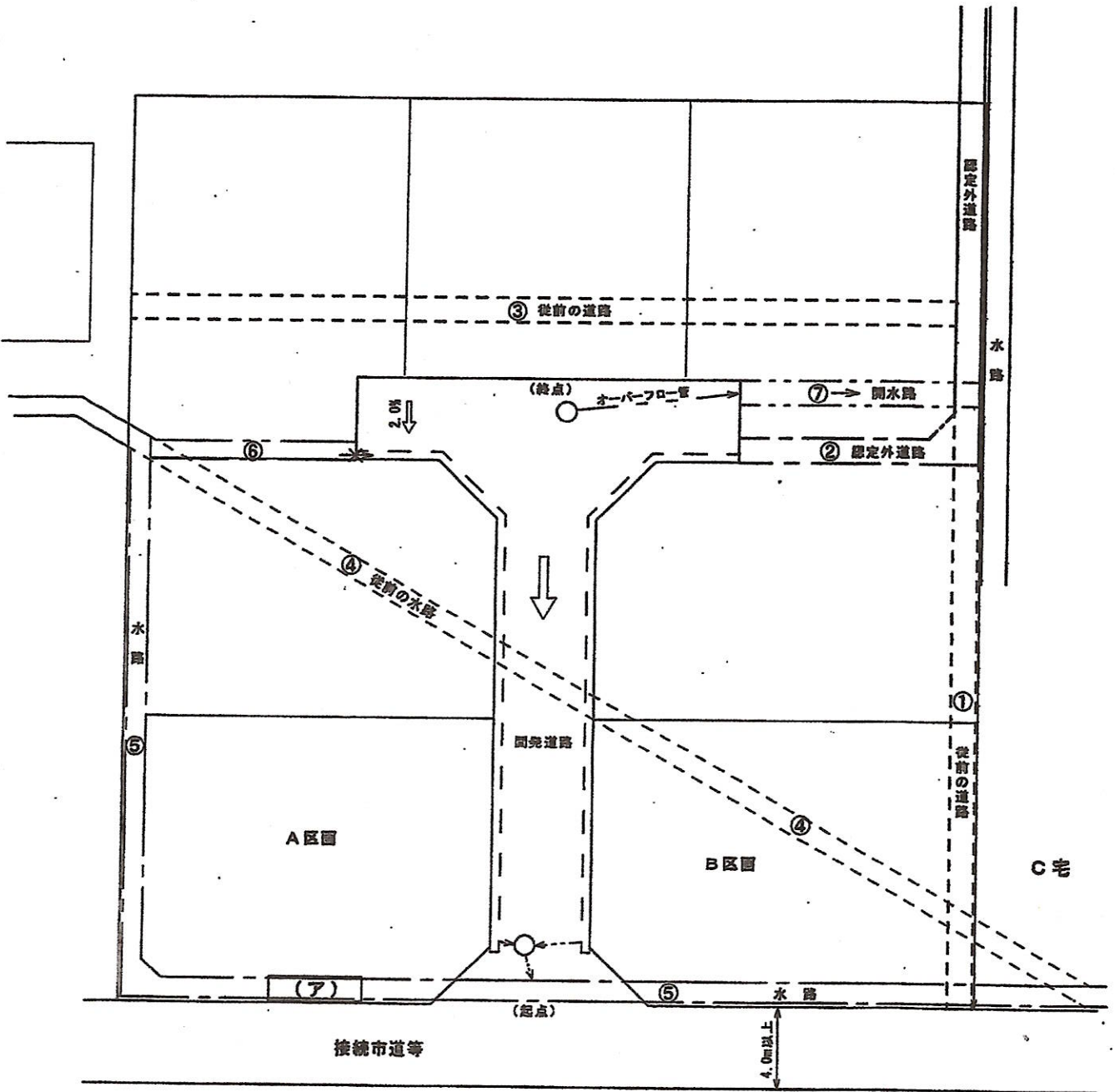
4 留意事項

- (1) 開発行為に伴う工事車両による周辺道路の破損や汚損などについて、写真等の記録で原因者が確認できない場合は、開発者の責務により速やかに原状回復を行う。
- (2) 市道の認定若しくは供用開始日前に、帰属された道路が建築工事などにより損傷を受けた場合は、開発者の責務により対処する。
- (3) 市道として供用開始された後は道路法及び道路交通法に基づく制限を受けるため、車両の駐車はしない。やむを得ず仮設工作物などを設置する場合は、松本市（道路管理者）ならびに松本警察署（道路交通管理者）への許可申請を行う。
- (4) 32条協議の内容については協議なく変更しない。

5 その他

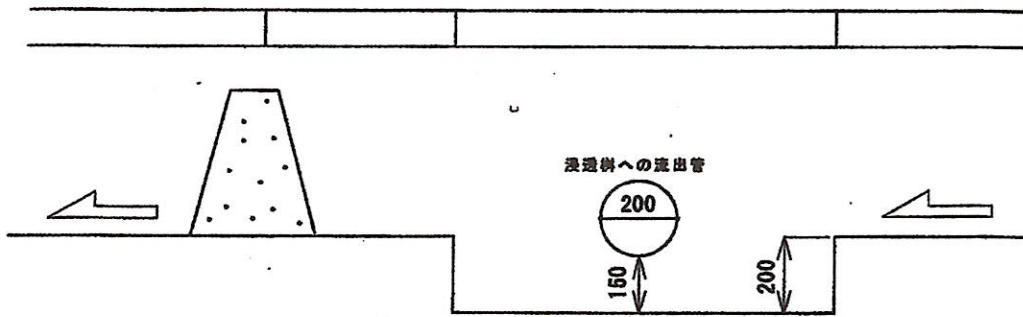
位置指定道路の市道認定希望路線については、本基準を準用する。

(図1)

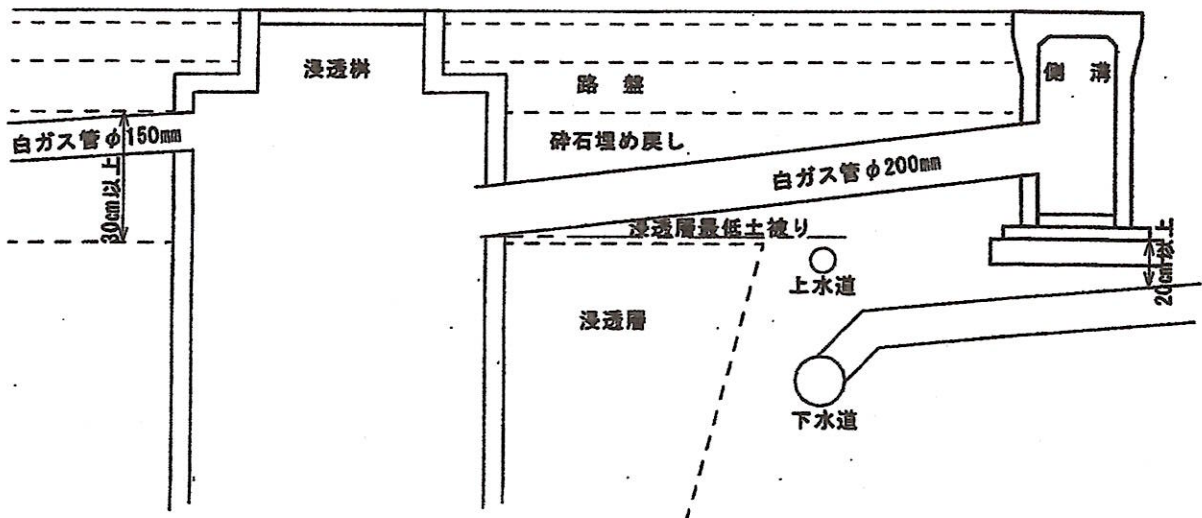


- ① は ② 及び開発道路と交換可能 (C氏の承諾が必要)
- ③ は機能交換できるものがないので用途廃止 (付け替えもしくは払い下げ)
- ④ の普通河川は⑤と交換、ただし、既存市道や開発道路と兼用することはできない
- ⑥ を経由し道路側溝と兼用して普通河川を設けることはできない
- A区画が水路を跨ぎ(ア)へ出入口を設けることは他に接道があるため許可できない
- 終点側に⑦のような排水路が設けられるときは、終点側を低地とすることができる。

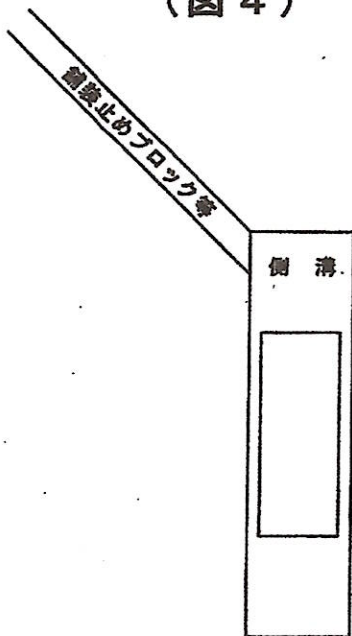
(図 2)



(図 3)



(図 4)



(図 5)

